

支部だより

第72号
令和3年11月
一般社団法人
島根労働基準協会
出雲支部
TEL
0853-25-2284

令和三年度

島根産業安全衛生大会表彰受賞者

島根労働局長表彰

◎奨励賞(安全確保対策)

◆プライム有会社 製造事業部

(代表取締役社長 松井博昭)

島根県出雲市西林木町六二六一
労働者数 63名

プライム有株式会社製造事業部は、株式会社出雲東郷電機の構内下請けとして電子スイッチの完成品及び一部製造を行っています。

毎年、年間安全衛生管理計画を作成し、作成された安全衛生管理計画に基づき株式会社出雲東郷電機と連携して安全衛生活動を実施しています。また、作業に必要な各種資格の取得や安全衛生教育等の受講を計画的に行い、積極的に資格者等の養成

を行っています。

安全パトロールは安全管理者と安全衛生委員1名で毎月実施しています。安全パトロールを行う際は、毎回、安全衛生委員を替えて行うことにより、違った視点で職場の安全確認が行われるように工夫しています。安全パトロール結果は、安全衛生委員会に報告され、問題点を共有しています。

リスクアセスメントについては、各設備機械及び作業について、実施されています。また、設備機械の更新や労働災害が発生していないか、定期的に見直しを行っています。

毎月、安全衛生を含む労働に関する提案を受け付けているが、5月の一月間は、安全に関する提案を労働者に呼びかけ、優秀な提案に対して7月に表彰をしています。このことにより、労働者の安全意識の高揚を図っています。また、7月の表彰とは別に、半年に1回、優秀な提案に対して、表彰を行っています。

5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動の実施。安全・安心で清潔な作業場所を確立しています。

以上のとおり、リスクアセスメント、安全巡視パトロールをはじめ、自主的で効果的な安全衛生活動を展開されていることから、この度、島根労働局長奨励賞を受賞されたものです。



島根労働基準協会会長表彰

◎優良職長賞

◆奥井 達也

(内藤鉄工株式会社)



この度は、優良職長賞という栄えある賞を頂きとても光栄に思っております。

今日まで仲間と共に日々安全衛生活動に取り組んできた事が、このような形で認めて頂いた事に、改めまして感謝いたします。

私が勤める内藤鉄工株式会社は、主に建築鉄骨工事、杭打工事、建築工事を営んでいる会社であり、私は杭打工事の部門にて鋼管杭を施工する小型杭打機のオペレーター及び職長として、建築・土木分野問わず、様々な構造物の基礎杭を施工しております。

基礎杭とは、『構造物を地面の下から支える』重要な部分です。その基礎杭を、専用の建設機械

を使用して、目で確認することの出来ない地中を相手に経験と想像力を活かし、安全・品質・工程のバランスを保ちながら、日々仲間と共に施工をしています。

私の仕事は一人では出来ません。日々チームワークの大切さを意識し、作業に合った適切な指示、声掛け等、積極的にコミュニケーションを取る事を心掛け、時には心を鬼にして叱る事もあります。

また、当社の方針である『安全は何よりも優先する』を肝に銘じて、共に働く仲間の身を守るため、日々のKY活動により危険の芽を事前に把握し、対策し、実行し、無災害作業を推進しています。

この度、このような栄えある賞を頂きましたことを励みに、仲間と共に一層安全衛生活動に精進してまいります。

最後に、今回ご推薦頂きました皆様にも心より感謝申し上げます。



出雲労働基準監督署管内の労働災害発生状況

I 労働災害発生状況 (令和3年9月末現在)

	令和2年	令和3年	増減
製造業	37	43	6
鉱業	0	1	1
建設業	31	34	3
運輸交通業	6	16	10
林業	7	8	1
第3次産業	85	92	7
その他	8	12	4
合計	174	206	32

運輸交通業

同率1位 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作 4人

第3次産業

第1位 転倒 33人

第2位 無理な動作・動作の範囲 20人

同率3位 墜落・転落、切れ・こすれ、交通事故 6人

III まとめ

令和3年9月末現在の労働災害発生状況

・全産業において、前年同月と比較して増加。

・事故の型別発生状況では、転倒(42人)、墜落・転落、動作の反動・無理な動作(34人)が全体の5割強を占めている。

II 業種別事故の型別労働災害発生状況

(令和3年9月末現在)

製造業

第1位 はさまれ・巻き込まれ 13人

同率2位 切れ・こすれ、動作の反動・無理な動作 8人

建設業

第1位 墜落・転落 15人

第2位 激突 4人

同率3位 崩壊・倒壊、交通事故 3人

労働災害を防止するために

「STOP! 転倒災害プロジェクト」を実施して転倒災害を防止しよう!

STOP! 転倒 で厚労省 HP から検索

はしごや脚立からの墜落・転落災害を防止しよう

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう! で厚労省 HP から検索

労働発生状況 (令和3年1月~令和3年9月)

業種	全署計							出雲署				
	2年		3年		増減数	増減率(%)	2年		3年		増減数	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		
全産業計(除鉱山法適用)	2	459	2	557	98	21.4	0	174	1	206	32	
製造業	食料品	0	19	0	27	8	42.1		7		11	4
	繊維・衣服	0	2	0	2	0	0.0		1			▲1
	木材・木製品	0	9	0	12	3	33.3		1		4	3
	家具・装備品	0	1	0	0	▲1	▲100.0					0
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本	1	2	0	0	▲2	▲100.0					0
	化学	0	7	0	11	4	57.1		2		1	▲1
	窯業・土石	0	5	0	12	7	140.0		4		5	1
	鉄鋼・非鉄	0	12	0	5	▲7	▲58.3		6		3	▲3
	金属製品	0	9	0	8	▲1	▲11.1		2		2	0
	機械器具	0	19	0	16	▲3	▲15.8		12		13	1
	その他の製造業	0	9	0	5	▲4	▲44.4		2		4	2
小計	1	94	0	98	4	4.3	0	37	0	43	6	
鉱業	0	1	0	3	2	200.0				1	1	
建設業	土木	0	17	0	38	21	123.5		8		12	4
	木造建築	0	20	0	10	▲10	▲50.0		9		1	▲8
	その他の建築	1	20	1	21	1	5.0		7	1	8	1
	その他	0	12	0	19	7	58.3		7		13	6
	小計	1	69	1	88	19	27.5	0	31	1	34	3
運輸交通業	道路貨物運送	0	32	0	32	0	0.0		6		14	8
	その他の運輸	0	2	0	11	9	450.0				2	2
林業	伐木・搬出	0	9	0	10	1	11.1		2		4	2
	造林・その他の林業	0	16	0	12	▲4	▲25.0		5		4	▲1
	小計	0	25	0	22	▲3	▲12.0	0	7	0	8	1
第三次産業	小売業	0	53	0	67	14	26.4		25		23	▲2
	社会福祉施設	0	60	0	75	15	25.0		29		34	5
	飲食店	0	14	0	19	5	35.7		2		7	5
	その他の第3次産業	0	92	1	116	24	26.1		29		28	▲1
	小計	0	219	1	277	58	26.5	0	85	0	92	7
その他	0	17	0	26	9	52.9	0	8		12	4	

注1: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。 注2: 増減数と増減率は、前年同月比。

注3: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注4: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

島根県の最低賃金が改定されました。 (時間額824円) 令和3年10月2日から



地域別最低賃金 効力発生日：令和3年10月2日

島根県最低賃金	時間額 824円	島根県内の事業場で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます
----------------	-----------------	--------------------------------------

特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。

特定最低賃金（産業別）件名	最低賃金額（時間額）	効力発生日	特定最低賃金（産業別）の適用が除外され、島根県最低賃金が適用される労働者
鉄鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	922円	令和2年11月13日	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次の業務に主として従事する者 (1) 清掃、片付け又は整理の業務 (2) 選別、検数、結束又は包装の業務 (3) 運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 (4) 手作業による運搬の業務 ※電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる (5) 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	898円	令和2年11月27日	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	825円	令和2年11月21日	
自動車・同附属品製造業	887円	令和2年12月5日	
自動車（新車）小売業	872円	令和2年11月29日	
百貨店、総合スーパー	令和3年10月2日から「島根県最低賃金824円」が適用されます		

注意

- 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。
 - 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
 - 精勤手当・皆勤手当
 - 通勤手当
 - 家族手当

最低賃金制度って何？ 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

賃金上げを支援する助成金を積極的に利用しましょう。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

支給の要件

- 事業場内最低賃金の引き上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出
- 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 労働局に事業実施結果を報告
- 支給

専門家による無料相談を実施

賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル選性 (R3,9)
この印刷物は、環境にやさしくリサイクルできます。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

STOP!
しわ寄せ

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！**

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。